

令和5年度 地域子ども・子育て支援事業の状況(13事業)

進捗状況評価基準

A: 予定通り(予定以上に)進捗している B: 遅れている  
C: 取組みが進んでおらず、成果はなかった D: 廃止・組替え

令和6年5月29日(水)  
第1回子ども・子育て会議 資料③-1

4章:基本施策の中での位置づけ	主な取組み	担当課	事業内容	今後の方針	R6年度計画値	実績					進捗状況評価 R5年度	進捗状況(R5年度)	R6年度の課題等	
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
II・2.相談支援・情報提供	(1)利用者支援事業	子育て支援課	【基本型】 児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。	量の見込みに見合う必要量の確保に努めていきます。	1か所	実施か所数/か所	2	1	1	2	2	A	子育て家庭の身近な相談窓口として、子育てに関する相談・情報提供を行うとともに、出張相談なども実施した。	関係機関との円滑な情報共有と支援体制の向上を図る。また、令和7年4月設置予定のこども家庭センターに係る地域子育て支援機関としての機能整理を行う。
		健康課	【母子保健型】 母子保健事業に関する専門知識を有する保健師等が、妊娠前から就学前にわたる母子保健及び育児に関する相談に対応し、支援の選定、情報提供等を行うとともに、実施する関係機関の担当者に繋ぎ、包括的かつ継続的に支援を行う。		1か所	実施か所数/か所	1	1	1	1	1	A	出産子育て応援交付金事業における伴走型相談支援体制を構築し、妊娠届出時、出生届出時には全数把握を行った。また、妊娠8か月にはアンケートを取り、希望者には面談を実施。妊娠前から継続的な支援を行うことで、早期から子育て家庭に寄り添えるよう努めた。	出産子育て応援交付金事業における伴走型相談支援体制の充実を図り、支援を必要とする家庭に早期から継続して関わることができるよう努める。地域の身近な相談相手として、母子保健推進員や愛育班と連携し、地域ぐるみの子育て支援体制の充実を図る。
II・3.地域における多様な保育ニーズ等への対応	(2)延長保育事業	幼保運営課	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う。	利用者の希望に沿うように、受入れ先を確保します。	17か所	実施か所数/か所	16	17	17	17	17	A	昨年度に引き続き、17園で実施した。	引き続き、受入れ先の維持・確保に努める。
					600/人	利用実人数/人	644	594	572	589	654			
					15,500人	延べ利用人数/人	16,548	10,869	10,938	9,953	10,461			
I・2.総合的な放課後児童対策	(3)放課後児童健全育成事業	教育部総務課	地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全安心な居場所づくりを推進するため「青い鳥教室」の充実を図る。	今後は、地域ごとに利用児童数に大きな差が出るのが予想されます。増加傾向が継続する見込みの地域については、設備の基準を下回らないよう、さらなる受け入れ環境の改善を進めます。	33か所	青い鳥実施か所数/か所	31	32	32	33	33	A	当初計画通り施設整備を進めることができた。令和5年度は、城東小学校長寿命化改修工事にあわせて、校舎内に設置していた青い鳥教室を校舎外に整備、移転した。また、城東小学校校舎等改築工事にあわせて、校舎内に仮設教室を整備し、校舎外に設置していた青い鳥教室を解体し、移転した。	昨年度から引き続いて、城東小学校校舎等改築工事にあわせて、新校舎内に青い鳥教室を整備する。
					8	東中学校区/教室	8	8	8	8	8			
					9	西中学校区/教室	7	8	8	9	9			
					8	南中学校区/教室	8	8	8	8	8			
					4	綾歌中学校区/教室	4	4	4	4	4			
					4	飯山中学校区/教室	4	4	4	4	4			
					1,566/人	在籍児童数(低学年)/人	921	998	985	1,002	1,140			
	在籍児童数(高学年)/人	251	235	239	284	316								
II・3.地域における多様な保育ニーズ等への対応	(4)子育て短期支援事業 〔ショートステイ、トワイライトステイ〕	子育て支援課	保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う。	利用者の希望に沿うように、3施設の中で受入れ先を確保します。	3か所	実施か所数/か所	3	3	3	3	3	A	3施設で受け入れを行った。	申請があった場合に契約施設と連携し、利用者の要望に応えていく。
					150/人日	ショート延べ利用日数/人日	156	121	114	84	113			
					35/人日	トワイライト延べ利用日数/人日	11	0	4	9	42			
II・1.切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	(5)乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	健康課	保健師や助産師が各家庭を訪問し、状況に応じた保健指導を実施する。	乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言指導を行い、保護者の育児不安の軽減に努めます。特に支援が必要と認められる家庭の早期発見に努め、養育支援訪問事業等につなげていきます。	100%	訪問率/%	96.2	82.7	94.0	93.2	97.2	A	伴走型相談支援の出生届出時の面談としても位置付けており、産婦やその家族の希望に応じて速やかに訪問できるよう調整を計った。訪問時は、母子の健康状態・養育環境の把握に努め、必要な子育て支援の情報提供を行い、母親やその家族が安心して子育てができるよう支援した。	引き続き、出産後速やかに訪問し、産婦や家族のその課題やニーズを把握するとともに、特に支援の必要性が高いと認められる家庭については、関係機関と連携し、包括的、継続的な支援に努める。
						乳児訪問件数/件	816	685	840	764	722			
II・1.切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	(6)養育支援訪問事業	健康課	養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援する。	・現状では、提供体制が確保できているため、乳幼児期の虐待を未然に防ぐ観点から、関係機関等と連携して、養育支援が必要な家庭の把握に努め、必要な支援につなげていきます。 ・乳幼児虐待の予防・早期発見・早期対応のためには、教育・保育施設や西部子ども相談センター(児童相談所)、医療機関等との緊密な連携が不可欠なることから、引き続き連携強化を図るとともに、丸亀市要保護児童対策地域協議会の中で個々のケースについて具体的な対応方法を検討します。	合わせて/42人	訪問実家庭数/人	42	37	55	27	39	A	関係機関と連携を図り、継続的に母親や保護者の養育支援を行った。	必要時、関係機関と連携し、保護者の養育環境が整い、安心して子育てができるよう切れ目なく支援していきたい。
						訪問延べ件数/件	103	106	176	155	166			
		子育て支援課	小学校3年生までの子どもの保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とする場合、家庭へホームヘルパーを派遣する。	合わせて/42人	訪問実家庭数/人	2	3	4	9	5	A	社会福祉協議会へ業務委託し、支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣した。	今年度も事業委託先との連携を行い、利用者のニーズに即対応できるよう努める。	
					訪問延べ件数/件	17	24	19	47	34				

4章:基本施策の中での位置づけ	主な取組み	担当課	事業内容	今後の方針	R6年度計画値	実績					進捗状況評価 R5年度	進捗状況(R5年度)	R6年度の課題等	
						項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度				R5年度
I・1.遊び場・子どもの居場所づくり	(7)地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う。	利用者のニーズに沿った運営を継続し、親子の集いの場としての機能を担っていきます。	67か所	実施か所数/か所	4 (出張2)	4 (出張1)	4 (出張1)	3 (出張1)	4 (出張1)	A	地域の身近な子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子を対象に、交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談、援助、情報提供等を実施した。	各ひろばの特色をいかし、引き続き、広報・周知を行い、利用者増を目指す。子育て家庭への支援機能を強化していく。
					合わせて50,000/人回	延べ利用回数/人回	25,484	16,121	18,826	21,629	24,405			
		幼保運営課			76か所	実施か所数/か所	6	6	6	7	7	A	地域の身近な子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子を対象に、交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談、援助、情報提供等を実施した。今年度から実施施設が1施設増加し、地域の子育て支援の充実に資することができた。	家庭保育の充実に向け、引き続き、子育て情報の提供や助言を行っていく必要がある。
					合わせて50,000/人回	延べ利用回数/人回	22,291	15,939	9,631	13,505	20,253			
II・3.地域における多様な保育ニーズ等への対応	(8)一時預かり事業	子育て支援課	【一般型】 保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを保育所(園)などで受入れ、保育を行う。	一時預かりへ希望が多いため、新たに2か所を追加し事業を実施します。	1か所	実施か所数/か所	1	1	1	1	1	A	新型コロナウイルスの影響が落ち着き、利用者が増加した。地域の子育て拠点として、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、よりきめ細やかな支援を実施した。	利用者数が年々増加しているため、安全に配慮し幅広い層への支援を継続する。また、預かりを行う事業所を増設できるよう事業者にも促していく。
					合わせて11,000/人日	延べ利用日数/人日	547	211	229	257	471			
		幼保運営課			9か所	実施か所数/か所	6	7	7	7	7	A	昨年度に引き続き、7園で実施した。しおや保育所は一時休止中。	引き続き、あと1園の開設を目指す。
					合わせて11,000/人日	延べ利用日数/人日	5,738	5,193	5,463	5,313	5,689			
	(9)病児・病後児保育事業	子育て支援課	子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う。	利用者数はほぼ横ばいで推移しています。引き続き必要な支援を行っていきます。	2か所	実施か所数/か所	1	1	1	1	1	B	実施機関:おかだ小児クリニック 感染症対策をしっかりと行い多様な保育ニーズに対応するため、病気の治療中や回復期にある子どもの保育を行った。	引き続き必要な支援を行うとともに、令和5年度に実施した計画策定のためのニーズ調査結果をもとに、施設形態や運営についての検討を行う。
					1,600/人日	市民の延べ利用日数/人日	1,344	747	1,233	1,043	1,509			
						うち、市内施設利用/人日	1,107	612	957	835	1,261			
						うち、市外施設利用/人日	237	135	276	208	248			
	(10)子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター】	子育て支援課	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。	今後、利用者増が予想されるので、まかせて会員についても引き続き広報活動を行っていきます。	1か所	実施か所数/か所	1	1	1	1	1	A	まかせて会員とお願い会員、社会福祉協議会とで十分な話し合いをし、マッチングを行った。定期的な広報活動にも努めた。	引き続き、社会福祉協議会等と連携し、利用を必要とする世帯へつながるよう周知・啓発に努めながら、会員数と利用件数増への取り組みを進めていく。
						まかせて会員数/人	218	222	230	199	209			
					お願い会員数/人	863	885	866	827	718				
					両方会員数/人	37	43	42	46	49				
1,200件					活動件数/件	1,670	1,958	1,347	1,426	1,541				
II・1.切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	(11)妊婦健康診査事業	健康課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	母子保健手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。また、関係機関と助産師が連携を図り、情報共有しながら支援していきます。	9,855人	延べ受診数/人	10,026	9,858	10,382	9,420	8,752	A	妊娠期の支援において、必要時健診受診状況や健診結果を考慮し、訪問・電話等による保健指導を行った。	妊娠届出時や転入手続き時に(妊婦)、妊婦健診の受診勧奨を行う。
II・7.配慮が必要な家庭への支援	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼保運営課	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	引き続き、所得の低い世帯等に対し支援が行えるよう、財源を確保した上で取り組んでいきます。なお、給食費については、子育て世代の負担軽減のため市単独事業にて所得の低い世帯等だけでなく、市内に在住する全ての子どもについて助成します。	75/人	支給児童数/人	1号:3 2号:6 3号:6 計:14	1号:1 2号:6 3号:7 計:14	1号:2 2号:6 3号:5 計:13	1号:2 2号:2 3号:3 計:7	1号:2 2号:6 3号:1 計:9	A	実費負担に係る部分の公費負担により、特定教育・保育施設を利用する子どもがいる生活保護受給世帯の負担軽減を図った。	今後の方針に同じ。